

平成27年第1回定例会一般質問

平成27年第1回市議会定例会の一般質問が次の日程で行われます。

日 時 3月3日(火)、4日(水)、5日(木) いずれも午前10時から
 ※質問、答弁を含んで概ね1人45分

内 容 発言通告書(一般質問)のとおり

問合先 議会事務局(電話042-387-9947)

| 発言順 | 議員名 | 質問日(予定) |
|-----|-------|--------------|
| 1 | 中山克己 | 平成27年3月3日(火) |
| 2 | 小林正樹 | |
| 3 | 露口哲治 | |
| 4 | 遠藤百合子 | |
| 5 | 五十嵐京子 | |
| 6 | 鈴木成夫 | |
| 7 | 白井亨 | |
| 8 | 百瀬和浩 | |
| 9 | 宮下誠 | 平成27年3月4日(水) |
| 10 | 渡辺ふき子 | |
| 11 | 紀由紀子 | |
| 12 | 渡辺大三 | |
| 13 | 関根優司※ | |
| 14 | 板倉真也 | |
| 15 | 水上洋志 | |
| 16 | 林倫子 | 平成27年3月5日(木) |
| 17 | 田頭祐子 | |
| 18 | 湯沢綾子 | |
| 19 | 片山薫 | |
| 20 | 斎藤康夫 | |
| 21 | 岸田正義 | |
| 22 | 中根三枝 | |
| 23 | 森戸洋子 | |

※関根優司議員は欠席のため、一般質問は行わないこととなりました。

一般質問の通告について

発言順

2

残時間用

平成27年02月16日
(西暦2015)

(宛先)
小金井市議会議長

小金井市議会議員

(署名) 小林正樹

発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|---|----|
| <p>1. 五日市街道の課題について関係機関への要望を</p> <p>a) 玉川上水の人道橋の架設延期に関する対応について b) 小金井公園前の横断歩道の位置について c) 遊歩道と都道（歩道）の交差点の解消について</p> <p>2. 消防団員確保の推進について</p> <p>a) 団員を輩出した法人・個人事業主の事業税を減税ができないか b) 団員や家族に各種サービスや割引等の提供を行う 応援ショップを募集しないか c) 大学生や若者を対象とした体験制度を設けないか d) 機能別消防団（OB, 女性, 学生が活躍できる）の今後の考え方について</p> <p>3. 東京パラリンピックの機会を積極的に活かすために</p> <p>a) パラリンピアンとの積極的な交流機会をつくらないか b) 公共施設・大学施設などを仲介するなど競技・団体の後押しを</p> | |

一般質問の通告について

発言順

3

残時間用

平成27年 2月16日
(西暦2015)

(宛先)
小金井市議会議員

小金井市議会議員

(署名)

霞口哲治

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|--|----|
| 2、小金井市防犯カメラ設置にむけて | |
| (1) (仮称) 小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の進捗よく状況を問う。 | |
| (2) 施政方針ではどのような考えとして述べられているかを問う。 | |
| 3、安全・安心まちづくり協議会や交通安全推進協議会では、共通した議題が多い。小金井市組織の統廃合について | |
| (1) 統廃合の手順を問う。 | |
| (2) かつて、地域安全課と交通対策課は統合されていたが、訳あって分割されたと聞く、その経緯を問う。 | |
| (3) 交通安全推進協議会を安全・安心まちづくり協議会と統一できないか。 | |
| 4、小金井の坂の名称・愛称について問う。 | |
| 小金井市の住環境は、坂をなくして語ることはできない。坂を上り下りすることが生活の第一歩といえる。 | |
| 武蔵野公園の野川第1調節池の北方に、幅3m、ジグザグ97段の階段がある。 | |
| (1) この階段の愛称の募集について | |
| (2) 上段にある富士見エリアと言われるスペースの改善を東京都へお願いしたいが如何か。 | |

一般質問の通告について

| | |
|-----|---|
| 発言順 | 6 |
|-----|---|

日曜議会用・残時間用・日曜議会時質問せず

平成27年 2月17日
(西歴2015)

(宛先)
小金井市議会議長

小金井市議会議員

(署名) 鈴木成夫

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|---|----|
| 1. 10年、20年後の小金井に未来はあるか | |
| ・JR中央線沿線の都市間競争を生き抜くビジョンはあるか | |
| ・後期基本計画策定にあたり、捉えるべき重要な課題は何か | |
| | |
| | |
| | |
| 2. 学校教育現場での「合理的配慮」は検討されているか | |
| ・2016年施行となる差別解消法にむけ、学校での検討はどのような形で進めるのか | |
| | |
| ・現状の課題をどのように受け止めているか | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

一般質問の通告について

発言順

7

日曜議会用・~~残時間用~~・日曜議会時質問せず

平成27年 2月 17日
(西暦2015年)

(宛先)
小金井市議会議員

小金井市議会議員

(署名)

白井 亨

発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|---|----|
| 1. なぜ、投票率は下がり続けているのか | |
| ①期日前投票所はなぜ1箇所なのか | |
| ②年齢別投票率格差とそれに対する市の取り組みは | |
| ③ワカモノの市政に対する意見集約のボードが必要ではないか | |
| ④主権者教育の現状と今後の課題について | |
| ■■■《質問意図》■■■ | |
| ここ数年で実施された多摩地域の首長選挙、または市議会議員選挙はいずれも投票率が下がっている。また小金井市も近年は例外ではなく同様の傾向がある。そんな中、市は何を目指して、何を根拠に、どういう工夫に取り組んできたのかその効果と課題を確認しながら、今後取り組むべきことを整理したい。 | |
| 2. 高架下の開発と市のまちづくりの連携は充分取れているか | |
| ①JRとのまちづくりに関するコミュニケーションボードについて | |
| ②駅間高架下の「未着手エリア」の課題と今後の見通しは | |
| ③次の産業振興プランとの高架下開発の関連付けについて | |
| ■■■《質問意図》■■■ | |
| 武蔵小金井駅にもnonowaが開業したことで、また一つ賑わいが創出された。ただ、東小金井も同様だが、駅高架下とその近辺はいいとして、まだ駅間エリアを中心に開発の未着手の箇所が「空白地帯」となり賑わい創出も歯抜け状態である。JRとのコミュニケーションの現状や目線合わせ、見通しと課題について聴きたい。 | |

一般質問の通告について

発言順

8

日曜議会用・残時間用・日曜議会時質問せず

平成 27年 2月 17 日
(西暦 2015年)

(宛先)
小金井市議会議員

小金井市議会議員

(署名)

百瀬和浩

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|--|----|
| 福祉会館の建替えは緊急な課題と認識しているが、今後の公共施設全体のあり方の議論なくして福祉会館の計画を独自に策定することは、後年に負担を残すだけである。「福祉会館建設計画(案)」に示された結論は、それらが導き出された経過、プロセスが何ひとつ見えてこないばかりでなく、市民にとって最悪の選択である。自治体は限りある財源を有効に、そして最大のパフォーマンスの発揮を実現しなければならないが、この2年もの間に何を議論し、なぜこのような結論になったのかを問う。 | |
| (日曜議会一般質問に続く) | |
| 2) 現時点で複合化している施設を何故分割し、単独で計画するのか。単独に計画する利点と公共施設マネジメントの視点からの評価について。 | |
| 3) 一定の計画案(イメージ図)が示されているが、この案のコンセプトと妥当性ならびに計画されている諸機能について。 | |
| 4) 計画を進めるにあたり市民参加はどのように考えているのか。これまで「きたまちセンター」や新庁舎建設は極めて初期の段階から市民参加が行われ、市民の多くの声が計画に反映された経緯があり評価している。全市民にとって大変重要な本計画において、そのような取組みがこれまでなされなかったことについて。 | |

一般質問の通告について

発言順

9

日曜議会用・残時間用・日曜議会時質問せず

平成27年2月18日
(西暦)

(宛先)
小金井市議会議長

小金井市議会議員

(署名)

宮下 誠

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|---|----|
| <p>1、高齢者のための施策を充実させよ</p> <p>(1) 市役所としても特殊詐欺対策を機動的におこなわないか (2) 高齢者のなかで「だまされたふり特殊部隊」を育成しないか (3) 投票所のバリアフリー化を進めるなど、高齢者や障害者に配慮したものに改善しないか</p> <p>2、地元の歴史や文化を伝える財産を適切に保存・活用しないか。</p> <p>(1) 市は指定した有形文化財の所在と保存状態について、的確に把握しているか。 (2) 鈴木家三代私塾跡碑はどこへ消えたのか。 (3) 現時点で指定していない歴史的財産についても、消滅を防ぐ保護策を検討しないか。</p> | |

一般質問の通告について

日曜議会用・残時間用・日曜議会時質問せず

平成27年2月18日
(西暦)

(宛先)
小金井市議会議長

小金井市議会議員

(署名) 渡辺ふき子

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|---|----|
| <p>1、小金井市の安心・安全を守るためにあいさつ運動の拡充を</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小金井市「安全・安心あいさつ運動」(こきんちゃん挨拶運動)の取り組みは進んでいるか ② 市民全体の取り組みに出来るよう、広くアイデア募集を ③ ウォーキング運動等と連携するなど、小金井市の更なる安心安全のモデル施策としてはどうか <p>2、私立幼稚園と連携して、市内の多様な子育て環境の確保を 本年4月から子ども子育て支援新制度が本格施行となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子育て支援事業計画の策定は進んでいるか ② 市内の幼稚園、保育所の新制度への移行状況は <ul style="list-style-type: none"> ・移行に向けて、今後の見通しは ・市の適切な対応により新制度への移行を目指すべき ③ 子育て家庭が希望する多様な子育て環境が必要である。 就学前教育の拡充を図るためにも、幼稚園の意向を市の施策に反映すべき <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の役割をどう考えるか ・幼保格差を是正する努力を ④ 子ども子育て会議の充実を図り、幼稚園を含めた連絡会の創設を | |
| | |
| | |
| | |
| | |

一般質問の通告について

日曜議会用 残時間用・日曜議会時質問せず

平成27年2月18日
(西暦)

(宛先)
小金井市議会議長

小金井市議会議員

(署名) 紀由紀子

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|--|----|
| 1. 妊娠期から切れ目のない子育て支援を行わないか 「ワンストップ」のネウボラを参考に和光市では「わこう版 ネウボラ」を作製し推進している。 | |
| (1) 切れ目のない子育て支援についての課題は あるか | |
| (2) ネウボラについての見解は | |
| (3) 母子保健相談支援事業等をすすめるか | |
| (4) 子育て(家庭)観パッケージ(子育て用品等)を配布しないか | |
| (5) 妊娠相談ほっとラインを行わないか | |
| 2. 命をとり事故を防ぐため武蔵小金井駅に ホームドアの設置を | |
| (1) 事故等の状況は、どうか | |
| (2) ホームドアの設置を | |

一般質問の通告について

日曜議会用・残時間用・日曜議会時質問せず

平成 27 年 2 月 18 日
(西暦 2015)

(宛先)
小金井市議会議長

小金井市議会議員

(署名) 坂本 大 三

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表 題 及 び 質 問 の 具 体 的 内 容 | 備 考 |
|---|-----|
| 1 安全で安心で便利な新・福祉会館に | |
| (1) なぜ、倒壊危険性が指摘されている老朽マンションの隣に建てるのか | |
| (2) なぜ、民間との共同事業による建て替えを検討しないのか | |
| (3) なぜ、市有地の売却などによる建築費の捻出を検討しないのか | |
| (4) 蛇の目ミシン工場跡地に残存している諸施設の移転スケジュールは | |
| (5) なぜ、耐震強度に問題がある現福祉会館を3年以上も使い続けるのか すみやかに仮設の施設へ仮移転させるべきではないか | |
| (6) 市長案は、市民の声に応える施設内容になっているのか | |
| (7) 建設費の概算額も示さないで、設計に入るのはなぜか | |
| (8) どのような機能を入れるかも不透明な中、設計に入るのはなぜか | |
| (9) 市民検討委員会を設置して、立地や施設内容をきちんと検討すべきではないか | |
| 2 中央通りの緑化及び高架下問題について | |
| (1) JR中央線の高架北側側道(中町・緑町間/通称「中央通り」)は、徐々に存在が浸透し、道行く人が増えている。しかし、歩道はいまだに緑化もされず殺風景なまま放置されている。以前、緑化の可能性について質問したが、その後の検討状況、交渉状況、進捗状況を問う | |
| (2) ランプリングロード(高架下通路)は、高架下が利用されている場所だけが整備され、未利用部分は黄色い工事中フェンスで囲まれたままで、都市景観上も問題である。全線開通に向けてJRと取り組めないか | |
| (3) 高架下の南北の歩行者・自転車専用通路の増設は可能か | |

一般質問の通告について

日曜議会用・残時間用・日曜議会時質問せず

平成 年 2 月 18 日
(西暦 2015)

(宛先)
小金井市議会議長

小金井市議会議員

(署名) 板倉真也

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|---|----|
| 医療介護総合確保推進法が及ぼす影響から市民生活を 守る取り組みを | |
| (1) 「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」(新総合事業)に向 けた取り組み状況と課題を問う | |
| (2) 「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」(新総合事業)の 問題点に対する認識を問う | |
| (3) 「入院患者の在宅復帰の促進」(在宅医療の推進)がも たらす影響への認識を問う | |
| (4) 第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(素案) には「入院患者の在宅復帰の促進」がもたらす影響は反 映されているのか | |
| (5) 高齢者や家族の暮らしを守るためにも、要支援者への専 門的サービス(現行相当のサービス)の保障、特養ホー ムへの「特例入所」の保障を | |
| (6) 地域支援事業に移される要支援者の訪問介護・通所 介護の自己負担額は、現行額を上回らないようにすべ き | |
| (7) 高齢者入院見舞金制度の創設を | |
| (8) 地域包括ケアシステムの構築は可能なのか | |
| (9) 政府に対し、医療介護総合確保推進法の中止・撤回 を求めよ | |

一般質問の通告について

発言順

16

残時間用

2015年2月18日

(あて先)

小金井市議会議長

小金井市議会議員

(署名)

杯倫子

発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|---|----|
| <p>1. 子どもの権利の侵害に対する救済、回復のための第三者機関を設置しよう</p> <p>(1) 子どもが相談できる場にはどのようなものがあり、どれだけ利用されているか</p> <p>(2) 悩み事の相談先として、「学校」や「スクールカウンセラー」を選びにくい、と答えた割合が30%～60%になっている。どのように分析しているか。</p> <p>(3) 子ども権利条例の普及、啓発をどのように行っているか。</p> <p>(4) オンブズパーソンなどの第三者機関を設けないか。</p> | |

一般質問の通告について

| | |
|-----|----|
| 発言順 | 17 |
|-----|----|

| |
|------|
| 残時間用 |
|------|

平成 27 年 2 月 18 日
(西暦 2015 年)

(宛先)

小金井市議会議長

小金井市議会議員

(署名)

田頭祐子

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第 60 条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|--|----|
| <p>●認知症になっても地域で安心して暮らせるまちづくりを</p> <p>①市内で徘徊や行方不明になるなどの通報はどのくらいあるのか</p> <p>②認知症サポーター養成講座を修了した方や、やすらぎ支援など、認知症の方やご家族への支援を行う方々の人数、活動実績は</p> <p>③認知症コーディネーターや認知症サポーターの方々と連携して、徘徊模擬訓練など行って、徘徊 SOS ネットワークを構築しよう</p> <p>④小金井市認知症対策指針を作らないか</p> | |

一般質問の通告について

発言順

19

残時間用

2015年2月18日

(あて先)
小金井市議会議長

小金井市議会議員

(署名) 片山 かつ子

発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|--|----|
| <p>1. 小金井の非正規職員の処遇実態は。ブラック自治体指標をもとにチェックする。</p> <p>2014年総務省通知はどのように認識され活かされているのか。</p> <p>臨時職員の雇用については空白期間をおくべきではない。</p> <p>1) 非常勤・臨時職員募集の際の労働条件提示等について</p> <p>2) 採用の際に示される勤務条件は</p> <p>3) 勤務条件の賃金、休暇等の状況は</p> <p>4) マタハラ、セクハラはないか</p> <p>5) ワーク・ライフ・バランスは充実しているか</p> <p>6) 労働安全衛生はどうなっているか</p> <p>7) 雇い止めと再度の任用について</p> | |

一般質問の通告について

発言順

20

日曜議会用・残時間用・日曜議会時質問せず

平成27年 2月18日
(西暦)

(宛先)
小金井市議会議長

小金井市議会議員

(署名)

齋藤 康夫

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|---|----|
| <p>1. 新・福祉会館建設の4つの矛盾点にお答えください (続)</p> <p>ア) <自らの政策に反している>小金井市は「公共施設マネジメントの構築に向けて」を策定している。その中の3項目全てに適合していない。適合する計画に新・福祉会館建設計画を見直してください。</p> <p>イ) <過去の不適切な都市計画>昭和48年の小金井都市計画変更で、建設途中のマンション敷地を商業系の用途地域から住居系の用途地域に変更して200%の容積率の制限を設けた。その結果、当該マンションは耐震改修(耐震補強・建替え)ができなくなってしまった。市長はこのマンションが耐震改修をできるように過去の行政の過ちを是正すべきです。</p> <p>2. ケアラーへの支援がよいケアにつながります</p> <p>ア) 英国のケアラー支援に学ぶ</p> <ol style="list-style-type: none">1. ケアラー支援の根拠となる法律・政策が確立されている。2. 自治体は、ケアラーのアセスメントを実施している。3. ケアラー支援を担う全国組織がある4. ケアラーズセンターの多様な支援策 <p>イ) ケアラーを地域で支えるツールとしくみ</p> <ol style="list-style-type: none">1. ケアラーのためのアセスメント2. ケアラー支援地域モデル事業推進について3. ケアラーズカフェの立ち上げ4. ケアラー手帳のモデル領布 | |

一般質問の通告について

日曜議会用 〇残時間用・日曜議会時質問せず

平成 27年 2月 18日
(西暦)

(宛先)
小金井市議会議長

小金井市議会議員
(署名) 中根三枝

発言通告書 (一般質問)

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

| 表題及び質問の具体的内容 | 備考 |
|-------------------------|----|
| 1 ネーミングライツとバナー広告について | |
| (1) バナー広告は予算通り歳入されているか。 | |
| ○ スポンサーが少ない原因は。 | |
| ○ 認知度が少すぎるのではあるか。 | |
| ○ 担当部署はどのように係わっているか。 | |
| (2) 他市を参考に提案する。 | |
| ○ 建造物は勿論、トイレ、公園、道路、橋 | |
| などにも推進すべき。 | |
| ○ ネーミングライツ導入に関するガイドライン | |
| の制定を。 | |

